

令和 6 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（9 月） 提出議案について

令和 6 年第 4 回筑紫野市議会定例会（会期：9 月 2 日から 9 月 30 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員は、人権擁護委員法第 6 条第 1 項の規定に基づき、法務大臣が委嘱することになっており、同条第 3 項の規定により、その候補者は、当該市議会議員の選挙権を有する住民の中から、市議会の意見を聴いて、市長が推薦することになっています。 本件は、現委員である和田真佐子氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって、任期満了となるため、引き続き委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員である青笹祥子氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となり、退任しますので、その後任として松本恵美子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
本件は、現委員である鬼木寛治氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって辞任されますので、その後任として渡邊正氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものです。	
同意第 5 号	筑紫野市教育委員会委員の任命について
本件は、現委員である久原寛氏が、令和 6 年 10 月 3 日をもって任期満了となるため、引き続き久原氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。	

認定第 1 号	令和 5 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
本決算（認定第 1 号から 10 号）は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 歳入決算額は 392 億 310 万 5,043 円、これに対する歳出決算額は 377 億 2,839 万 7,301 円です。これを差し引くと 14 億 7,470 万 7,742 円の黒字となっています。	
認定第 2 号	令和 5 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 100 億 7,780 万 7,774 円、これに対する歳出決算額は 99 億 9,955 万 8,008 円です。これを差し引くと 7,824 万 9,766 円の黒字となっています。	
認定第 3 号	令和 5 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 2,595 万 8,186 円、これに対する歳出決算額は 2,420 万 7,560 円です。これを差し引くと 175 万 626 円の黒字となっています。	
認定第 4 号	令和 5 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 762 万 5,849 円、これに対する歳出決算額は 534 万 9,032 円です。これを差し引くと 227 万 6,817 円の黒字となっています。	
認定第 5 号	令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 75 億 3,052 万 3,319 円、これに対する歳出決算額は 73 億 9,951 万 8,157 円です。これを差し引くと 1 億 3,100 万 5,162 円の黒字となっています。	
認定第 6 号	令和 5 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 28 億 8,973 万 6,474 円、これに対する歳出決算額は 28 億 3,421 万 6,710 円です。これを差し引くと 5,551 万 9,764 円の黒字となっています。	

認定第 7 号	令和 5 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 1 億 8,672 万 9,554 円となっています。	
認定第 8 号	令和 5 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 335 万 4,124 円、これに対する歳出決算額は 293 万 5,077 円です。これを差し引くと 41 万 9,047 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 20 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 9 号	令和 5 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 211 万 1,333 円、これに対する歳出決算額は 194 万 5,996 円です。これを差し引くと 16 万 5,337 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 20 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 10 号	令和 5 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 2,632 万 2,680 円、これに対する歳出決算額は 2,432 万 1,270 円です。これを差し引くと 200 万 1,410 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 21 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 11 号	令和 5 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第 11 号及び 12 号は、令和 5 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、各会計の剰余金の処分について議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、各会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものです。 収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 1,008 万 664 円、支出総額 19 億 177 万 9,386 円で、損益計算書において 1 億 7,364 万 1,249 円の純利益が生じています。なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 2,154 万 9,000 円、建設改良積立金へ 5,209 万 2,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 1 億 2,401 万 4,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 2 億 8,195 万 6,000 円、支出総額 8 億 785 万 2,600 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	

認定第 12 号	令和 5 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 5,811 万 8,488 円、支出総額 20 億 7,895 万 7,891 円で、損益計算書において 2 億 6,758 万 6,898 円の純利益が生じています。なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 2 億 6,758 万 7,000 円積み立て、資本金へ 3 億 183 万 2,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 5 億 2,389 万 9,880 円、支出総額 9 億 3,852 万 9,576 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	
報告第 6 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 5 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 5 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。 健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、「数値なし」となっています。 実質公債費比率については、令和 5 年度の比率は 2.7%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。 将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、「数値なし」となっています。 資金不足比率については、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありませんので、「数値なし」となっています。	
報告第 7 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
令和 5 年度は、理事会を 2 回開催し、議案 3 件を原案のとおり可決されました。 役職員の異動については、4 月に常務理事、理事 1 名の就任及び事務局長の派遣、5 月に副理事長、理事 2 名の交代となっています。 財務の状況については、令和 5 年度は事業用地の処分などを行っていないことから、551 万 7,294 円の当期純損失となり、準備金合計は、3 億 1,994 万 2,786 円となっています。借入金の期末残高は、短期借入金 2 億 3,400 万円、前年度比で 500 万円の増となっています。 土地の保有状況については、公有地残高の期首残高は、面積で 6,558 m²、金額 5 億 4,593 万 9,856 円でしたが、当期増加高は 43 万 6,791 円となったため、令和 5 年度の期末残高は、面積で 6,558 m²、金額 5 億 4,637 万 6,647 円となっています。 また、令和 6 年 5 月 22 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。	

報告第 8 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市より指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。 令和 5 年度の合計入場者数は 7 万 4,386 人、使用料は 2,460 万 7,810 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1,709 万 4,340 円となっているので、実質の納入額は 751 万 3,470 円です。 公演事業については、令和 5 年度のテーマを「光ふたたび 穏やかに 心愉しく」とし、音楽の楽しみ方講座 2023～レアな“音”語り～を 5 回シリーズで実施し、スペシャル版として筑紫野市出身でスイス在住のバイオリニスト野田愛子さんのリサイタルを開催しています。またその他に、第 20 回ちくしの寄席 感謝祭 立川生志"ふるさと応援"落語会を開催するなど計 18 事業を実施しました。 公演事業の令和 5 年度の入場者率は、座席数に対して 78.1%の入場者率となっています。 決算の状況は、公益財団法人の会計については、公益法人会計基準に基づいて、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」に分かれた計算書となっています。金額については、消費税を抜いた額での経理数字であり、経常収益合計については、9,091 万 9,295 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益 8,492 万 3,637 円です。経常費用は、8,800 万 7,835 円です。なお、公益目的事業会計の経常費用計は 5,793 万 8,978 円です。これらの費用の主なものは、公演事業や清掃等に関する委託費、人件費及び施設の光熱水費等です。 収入から支出を引いた当期経常増減額は 291 万 1,460 円で、これが当年度の収支です。一般正味財産期末残高 3,165 万 7,081 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると、4,665 万 7,081 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。	
報告第 9 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行っていますので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。 内容は、令和 6 年 2 月 13 日、隈公園にて発生した公園事故により、相手方の鼻を骨折させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について 6 万 7,076 円で示談協議が整いましたので、同年 7 月 3 日付で、専決処分を行ったところです。	

議案第 45 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
本件は、令和 6 年 12 月 2 日から、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、規約の一部を変更するため、関係市町村と協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものです。	
議案第 46 号	財産（物品）の取得について
本件は、学校給食運営に要する食器洗浄機を購入するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。 取得する財産は食器洗浄機 1 台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は 4,059 万円、取得の相手方は福岡市博多区博多駅南 5 丁目 9 番 24 号、株式会社中西製作所です。	
議案第 47 号	工事請負契約の締結について
本件は、常松浄水場中央監視設備更新工事契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。 工事名は常松浄水場中央監視設備更新工事で、契約の方法は一般競争入札により事業者を選定しており、契約金額は 2 億 900 万円です。契約の相手方は、福岡市博多区点屋町 5 番 18 号、メタウォーター株式会社です。	
議案第 48 号	令和 6 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 3 号）について
歳出予算の主な内容は、財政調整基金への積立として 6 億 9,520 万 6,000 円、児童福祉施設整備事業として 6,338 万 2,000 円、生涯学習センター改修事業として 4,269 万 3,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、普通交付税 3 億 7,913 万 2,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 14 億 7,704 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 405 億 516 万 8,000 円とするものです。 また、債務負担行為の補正については第 2 表、地方債の補正については第 3 表のとおりです。	

議案第 49 号	令和 6 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
歳出予算の主な内容は、料金改定に伴う郵便料として 141 万 3,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金 111 万 6,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,966 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 101 億 3,272 万 2,000 円とするものです。	
議案第 50 号	令和 6 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）について
本件は、歳入予算として、前年度繰越金を 227 万 5,000 円増額し、併せて、一般会計繰入金を 187 万 5,000 円、立替金返還金を 40 万円減額するものです。	
議案第 51 号	令和 6 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、国庫支出金返還金として 861 万 1,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 3,100 万 4,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,802 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 77 億 1,030 万 3,000 円とするものです。	
議案第 52 号	令和 6 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 3 億 3,291 万 1,000 円の増額などをするものです。 これに見合いの歳入予算として、一般会計繰入金 1 億 922 万 4,000 円の増額などをするものです。 このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 3,470 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 31 億 5,273 万円とするものです。	
議案第 53 号	令和 6 年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
本件は、検針業務委託に係る債務負担行為として、1 件の 5,118 万 2,000 円を計上するものです。	

令和 6 年 第 4 回 筑紫野市議会定例会（9 月） 追加提出議案について

令和 6 年第 4 回筑紫野市議会定例会において、9 月 30 日に次の議案を追加提案しましたので、その内容をお知らせします。

議案第 54 号	筑紫野市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
本件は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、条例においてこれまで準拠していた児童手当法施行令の規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。	